

第5期民事信託士検定に合格された皆様へ

(一社) 民事信託士協会

第5期民事信託士検定に合格された皆様、誠におめでとうございます。所定の手続きを経て、晴れて「民事信託士」と称することが可能となります。今後、民事信託士として民事信託の業務に携わっていく皆様に、改めてお伝えしておきたいことがあります。

民事信託と後見制度は相対立（二者択一）するものではなく併用すべきもの

誠に残念なことではありますが、「使い勝手の悪い後見制度ではなく、柔軟性のある民事信託を活用しましょう」といった類の宣伝文句を謳い、集客を図ろうとする土業のホームページが散見されます。

民事信託と後見制度（法定後見・任意後見）はお互いの長を生かしながら併用すべきものであって、安易な後見制度の批判は、依頼者を民事信託へミスリードすることに繋がりがねません。特に民事信託の活用が期待される福祉型信託においては、依頼者の希望に誠実に応えるためには、後見制度の併用が必要不可欠であると言っても過言ではないでしょう。

今期の検定の事例問題をとおしてその重要性は十分伝わっていることと思いますが、今一度民事信託と後見制度の健全な関係性について認識していただければ幸いです。